

国の債権に係る情報の公表

内閣府、総務省及び財務省（交付税及び譲与税配付金特別会計）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

	令和元年度								令和2年度								令和3年度							
	管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額			
	前年度以前 発生未消滅 債権分		本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分		前年度以前 発生未消滅 債権分		本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分		前年度以前 発生未消滅 債権分		本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	
		うち 不納欠損額				うち 不納欠損額				うち 不納欠損額				うち 不納欠損額				うち 不納欠損額				うち 不納欠損額		
合 計	2,586	-	2,586		2,586	-	2,586	-	212	-	212		212	-	-	212	-	997	-	997		997	-	-
備 考	(管理対象債権額) 返納金債権:2,586				(消滅額) 返納金債権:2,586				(管理対象債権額) 返納金債権:212				(消滅額) 返納金債権:212				(管理対象債権額) 返納金債権:997				(消滅額) 返納金債権:997			

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

	令和元年度末現在額										令和2年度末現在額										令和3年度末現在額									
	一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分	
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生 債権分	前年度以前 発生債権分			本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生 債権分	前年度以前 発生債権分			本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生 債権分	前年度以前 発生債権分		
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額					履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額					履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額				
合 計																														

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(問い合わせ先)
総務省大臣官房会計課 決算第二係
TEL 03-5253-5111 内線5134

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

内閣府、総務省及び財務省所管
交付税及び譲与税配付金特別会計

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）			該 当 な し				
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

(付表)

令和2年度

不納欠損額の内訳

内閣府、総務省及び財務省所管
交付税及び譲与税配付金特別会計

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）			該 当 な し				
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

(付表)

令和元年度

不納欠損額の内訳

内閣府、総務省及び財務省所管
交付税及び譲与税配付金特別会計

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）			該 当 な し				
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							